

自殺対策加速化プラン

平成 20 年 10 月 31 日

自殺総合対策会議決定

自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定。以下「大綱」という。）に基づき、策定後 1 年間のフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえて、自殺対策の一層の推進を図るために、当面、強化し、加速化していくべき施策として「自殺対策加速化プラン」を以下のとおり定める。

1. 自殺の実態を明らかにする

○ 情報提供体制の充実

- ・警察庁及び厚生労働省の自殺統計に係るデータを分析し、その結果を地方公共団体等で活用できるよう提供する。

○ 既存資料の利活用の促進

- ・自殺統計原票の調査項目として、市区町村（自殺者の生前の居住地、自殺者の発見地）の追加を検討する。

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

○ 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

- ・児童生徒の自殺予防及び学校で自殺が発生した際の対応等について、教職員向けのマニュアルの作成を加速する。
- ・各教科等における情報モラルの具体的な指導にあたって、教員の参考となる情報教育に関する手引きを作成する。
- ・生命を尊重する心をはぐくむ観点から、優れた教育の取組を普及する。

3. 心の健康づくりを進める

○ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- ・事業場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の整備等を推進するため、衛生委員会等での調査審議の促進、専門家派遣による体制整備等のため

の事業場への指導援助、管理監督者等に教育を行う「メンタルヘルス教育研修担当者」の育成等を行い、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組の促進を図る。

- ・メンタルヘルス不調者の早期発見、専門機関への取り継ぎを推進するため、産業医・精神科医等に対する研修の実施、全国のメンタルヘルス対策支援センターを活用した一定水準を満たす相談機関の事業場への紹介等を行い、事業場外資源との連携の促進を図る。
- ・メンタルヘルス不調により休業した労働者の円滑な職場復帰支援を推進するため、事業者等への相談対応の実施、事業場・相談機関・医療機関等のネットワーク化等を行い、「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を活用した事業場の実態に即した取組の促進を図る。

○ 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- ・地域における自殺対策の企画立案機能の強化に資するよう、自殺予防総合対策センターにおいて地方公共団体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施する。
- ・精神保健福祉センターにおいて復職相談を実施する。

4. 適切な精神科医療を受けられるようにする

○ うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

- ・うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等について、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制の整備、自助活動に対する支援等を行う。
- ・思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築により適切な医療機関や相談機関を支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取組を促進する。

5. 社会的な取組で自殺を防ぐ

○ 地域における相談体制の充実

・精神保健福祉センター等と関係機関の連携を強化し相談体制の充実を図る。

- ・心の健康電話相談等の公的電話相談事業に、全国共通の電話番号を設定する番号統一化事業を推進する。

○ 危険な場所、薬品等の規制等

- ・不適切な方法により危険な物質を生じさせる事案が発生した場合は、販売事業者に対して速やかに注意喚起等を行う。

○ インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- ・硫化水素ガス等第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報について、プロバイダ等が契約約款に基づき削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援を行う。
- ・第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応の在り方について、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の見直し等によって明確化を図る等の対策を推進する。
- ・インターネット上の違法・有害情報の検出を行うための技術開発を推進するとともに、その普及を図る。
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図る。
- ・同法に基づきインターネットの適切な利用に関する教育の推進及び啓発活動の推進等に必要な施策を講じる。

○ インターネット上の自殺予告事案への対応等

- ・自殺予防サイトの優先表示等プロバイダ等の自主的な取組を促すとともに、検索サイト管理者への研究情報の提供や意見交換を実施する。

6. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

○ 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

- ・自殺未遂者の再度の自殺を防ぐため入院中及び退院後の心理的ケアを中心に、医師、看護師、保健師を中心に自殺未遂者ケア対策研修を実施することとする。

- ・「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえ、自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成する。

7. 遺された人の苦痛を和らげる

○ 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援

- ・遺族の集いの開催を支援するため、地方公共団体に対し、公的施設が利用可能となるよう働きかけを行う。

8. 民間団体との連携を強化する

○ 地域における連携体制の確立

- ・先駆的な自殺防止等に関する活動を行う民間団体に対する支援を充実する。
- ・地方公共団体、自殺対策等に取り組んでいる民間団体との連携により、地域におけるネットワークを構築するための自殺対策従事者による取組を促進する。

9. 推進体制等の充実

○ 国における推進体制

- ・特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、関係府省緊急連絡会議を機動的に開催し、適切に対応する。

○ 地域における連携・協力の確保

- ・市町村において自殺対策担当の部局等が設置されるよう、積極的に働きかけることとする。